

令和6年度 代行申請による更新申請カレンダー(上半期)

※代行申請の対象事業者＝在宅（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所）…上段，介護保険施設…下段

※代行事業者による更新申請の受付：在宅は被保険者の生年月日の日にち、介護保険施設はその種類によって受付開始日を設定しています。毎月1日に申請が集中し、認定調査の遅延を抑制するため、ご協力をお願いします。

4月 有効期限 5月末	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	(在宅) 1日～9日			(在宅) 10日～19日					(在宅) 20日～月末																						
		介護老人保健施設 介護老人福祉施設				介護医療院																									

5月 有効期限 6月末	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	(在宅) 1日～9日							(在宅) 10日～19日			(在宅) 20日～月末																				
	介護老人保健施設 介護老人福祉施設							介護医療院																							

6月 有効期限 7月末	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
			(在宅) 1日～9日				(在宅) 10日～19日					(在宅) 20日～月末			◎6/1付の変更申請で事前相談される場合は、5/31までに連絡の上、 6/31に提出してください。 代行申請一覧は、申請の日付別に必要です。																
			介護老人保健施設 介護老人福祉施設					介護医療院																							

7月 有効期限 8月末	1	②	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	(在宅) 1日～9日		(在宅) 10日～19日		(在宅) 20日～月末		◎7/1付の変更申請で事前相談される場合は、6/28までに連絡の上、 7/1に提出してください。 代行申請一覧は、申請の日付別に必要です。 ★有効期限8月末の方の更新申請は、7/2から受付開始です。																								
		介護老人保健施設 介護老人福祉施設				介護医療院																									

8月 有効期限 9月末	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	(在宅) 1日～9日				(在宅) 10日～19日				(在宅) 20日～月末																						
	介護老人保健施設 介護老人福祉施設								介護医療院																						

9月 有効期限 10月末	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		(在宅) 1日～9日			(在宅) 10日～19日			(在宅) 20日～月末			◎9/1付の変更申請で事前相談される場合は、8/30までに連絡の上、 9/2に提出してください。 代行申請一覧は、申請の日付別に必要です。																				
		介護老人保健施設 介護老人福祉施設					介護医療院																								

令和6年度 代行申請による更新申請カレンダー(下半期)

※代行申請の対象事業者＝在宅（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所）…上段、介護保険施設…下段

※代行事業者による更新申請の受付:在宅は被保険者の生年月日の日にち、介護保険施設はその種類によって受付開始日を設定しています。毎月1日に申請が集中し、認定調査の遅延を抑制するため、ご協力をお願いします。

10月 有効期限 11月末	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	(在宅) 1日～9日			(在宅) 10日～19日			(在宅) 20日～月末																								
	介護老人保健施設 介護老人福祉施設			介護医療院																											

11月 有効期限 12月末	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	(在宅) 1日～9日						(在宅) 10日～19日						(在宅) 20日～月末																		
	介護老人保健施設 介護老人福祉施設						介護医療院																								

12月 有効期限 1月末	1	②	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	⑩	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
			(在宅) 1日～9日			(在宅) 10日～19日			(在宅) 20日～月末			◎12/1付の変更申請で事前相談される場合は、11/29までに連絡の上、 12/2に提出してください。 代行申請一覧は、申請の日付別に必要です。																			
					介護老人保健施設 介護老人福祉施設			介護医療院																							

1月 有効期限 2月末	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
						(在宅) 1日～9日			(在宅) 10日～19日					(在宅) 20日～月末			◎1/1付の変更申請で事前相談される場合は、12/27までに連絡の上、1/6に提出してください。 代行申請一覧は、申請の日付別に必要です。											(在宅) 1日～9日				
								介護老人保健施設 介護老人福祉施設			介護医療院																					

2月 有効期限 3月末	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
	(在宅) 1日～9日			(在宅) 10日～19日			(在宅) 20日～月末						◎2/1付の変更申請で事前相談される場合は、1/31までに連絡の上、 2/3に提出してください。 代行申請一覧は、申請の日付別に必要です。 ★有効期限3月末の方の更新申請は、1/30から受付開始です。																		
	介護老人保健施設 介護老人福祉施設					介護医療院																									

3月 有効期限 4月末	①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
			(在宅) 1日～9日			(在宅) 10日～19日				(在宅) 20日～月末																					
					介護老人保健施設 介護老人福祉施設			介護医療院										◎3/1付の変更申請で事前相談される場合は、2/28までに連絡の上、 3/3に提出してください。 代行申請一覧は、申請の日付別に必要です。													